

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

(乗車券類の使用条件)

- 第147条** 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除いて、1券片をもって、1人が1回に限り、その券面表示事項にしたがって使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。
- 2 乗車変更用の乗車券で、原乗車券とともに使用することを条件としたものは、原乗車券とともに使用するときに限って変更された相当の乗車券とする。
- 3 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持するときは、その区間の乗車については、その1枚のみを使用することができる。
- 4 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出場するときには、使用することができない。

(乗車券類の効力の特例)

- 第148条** 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。
- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車するとき
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車するとき
- (3) 乗車券の券面に表示された発着区間内の駅で、第156条本文の規定による途中下車をした後、任意に前途の駅から乗車するとき

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

- 第149条** 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは使用するこ

とができない。

- 2 前項の規定によって使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券・回数乗車券については、発行駅および乗車券自動印刷発売機により発行した回数乗車券は適宜の駅）にさし出して、書替を請求することができる。
- 3 前項の規定によって、旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により、その不明事項が判別できるときに限って、その乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。

（不乗区間に対する取扱い）

第150条 旅客は、第148条の規定によって、乗車券類の券面に表示された発着区間の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間および乗車券の券面に表示された発着区間内の駅で途中下車した後、任意に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

（有効期間の起算日）

第151条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除いて、その乗車券を発行した当日から起算する。

（小児用乗車券の効力の特例）

第152条 小児用の乗車券類（定期乗車券および回数乗車券を除く。）は、その有効期間中に、使用旅客が12才になった場合でも、第147条の規定にかかわらず、その乗車券を使用することができる。

注 第147条は、乗車券類の使用条件に関する規定である。

（乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い）

第153条 旅客が、その乗車について効力のない乗車券類を使用しようとし

た場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるもので、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券

(イ) 100kmまでのとき 1日

(ロ) 100kmをこえて200kmまでのときは2日

(ハ) 200kmをこえるものは、200kmまでを増すごとに200kmに対する有効期間に1日を加えたものとする。

ロ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍。

ハ 連続乗車券 各旅客運賃打切り区間に対する片道乗車券の有効期間に相当する期間を合計したものとする。

(2) 定期乗車券 1箇月・3箇月または6箇月

(3) 回数乗車券 3箇月。ただし、通学用割引普通回数乗車券にあっては、通信教育を行う高等学校の生徒に対して発売するものは6箇月とする。

(4) 団体乗車券 そのつど定める。

(5) 貸切乗車券 そのつど定める。

2 第71条の規定によって、旅客運賃の計算をする普通乗車券の有効期間は、その旅客運賃を計算する場合のキロ程によって計算する。

3 旅客運賃が同額のために、着駅を2駅以上共通とした普通乗車券の有効期間は、最遠駅までの期間とする。

注 第1項の「別に定める場合」とは、第246条の規定（乗車変更の取扱いをしたときの有効期間）による場合をいう。

(継続乗車)

第155条 乗車中に有効期間が経過した乗車券は、途中下車をしないでそのまま乗車（以下「継続乗車」という。）する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第147条の規定にかかわらず、それを使用することができる。この場合、接続駅で、設備または時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のための待合せをさせるときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、その乗車については、継続乗車とみなす。

注 第147条は、乗車券類の使用条件に関する規定である。

(途中下車)

第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、ふたたび列車に乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」という。）ができる。ただし、次の各号に定める駅（接続駅を除く）を除く。

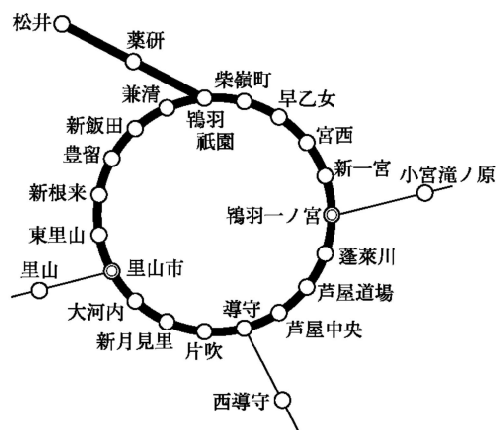
- (1) 全区間の営業キロが片道100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、社が指定した駅に下車するときを除く。
- (2) 回数乗車券を使用する場合は、その券面に表示された区間内の駅
- (3) 社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定以外の駅

第157条 削除

第158条 削除

第159条 次に掲げる図の太線区間内にある駅発または着の普通乗車券を所持する旅客は、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う・回

して乗車することができる。ただし、一回乗車区間内では、途中下車することができない。



- 2 前項に掲げる図の太線区間内にある駅発または着の普通乗車券を所持する旅客が、前項の規定により、一回乗車した場合において、その一回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取扱う。

(特定区間における区間外乗車の取扱い)

第160条 兼清・柴嶺町間を鵜羽祇園経由で乗車する乗車券を所持する旅客に対しては、途中下車をしない限り、別に旅客運賃を収受しないで、鵜羽祇園・松井間往復区間外乗車の取扱いをする。

(定期乗車券等による特急列車等への乗車禁止)

第161条 旅客は、別に定める場合を除き、定期乗車券を使用して、特急列車等および運輸上必要により社が特に指定する列車に乗車することはできない。

第162条 削除

(普通回数乗車券の同時使用)

第163条 大人用普通回数乗車券を、小児が同時に使用する場合は、第147条の規定にかかわらず1券片をもって小児2人が乗車することができる。

注 第147条は、乗車券類の使用条件に関する規定である。

(割引普通回数乗車券の効力)

第163条の2 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第164条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めたときは、これを社で指定する駅にさし出して、その氏名の書替を請求しなければならない。

2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第165条 乗車券(往復乗車券・連続乗車券または回数乗車券については、その使用する券片)は、次のいずれかに該当する場合は、その後の乗車については、無効として回収する。

- (1) 旅客が、途中下車できない駅に下車したとき
- (2) 旅客が、第312条・第313条または第314条の取扱いを受けたとき
- (3) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)第42条の規定によって、車外に退去させられたとき

第166条 削除

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次のいずれかに該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (3) 第25条第1項の規定によって無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき
- (4) 資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき
- (5) 乗車券の券面表示事項(途中下車印等を含む。)をぬり消しまたは改変して使用したとき
- (6) 区間が連続してない2枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券、または普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (8) 有効期間が経過した乗車券を使用したとき。ただし、第155条に規定する場合を除く
- (9) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (11) 大人が、小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規定する場合を除く
- (12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき
- (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき
- (14) 時差回数乗車券および土・休日割引回数乗車券を第39条の2および第39条の3に規定する日、曜日、時間帯以外に使用したとき

(15) その他、乗車券を不正乗車の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

注 関係条文の内容は、次のとおりである。

第25条 割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合

第152条 小児が有効期間中に大人となった場合の取扱方

第155条 継続乗車

（定期乗車券が無効となる場合）

第168条 定期乗車券は、次のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券を記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (4) 定期乗車券の券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
- (8) 有効期間開始前は有効でない定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券を使用したとき
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第170条の規定による証明書を携帯していないとき

- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (12) その他、定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

第169条 削除

(通学定期乗車券の効力)

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者が発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

8.5cm

契印

証 明 書

Na

下記の者は、当校 所属 部 (科)

□

の学生 (生徒) 学年第 学年 (年度生)

であることを証明する。氏名 (才)

生年月日 年 月 日生

住所

平成 年 月 日発行

写真

契印

発行者

所在地

学校名

代表者

氏 名

代表者

職 印

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。

(3) この証明書を紛失したときは、ただちに、発行者に届け出なければならない。

(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたときまたは卒業・退学等によって学籍を失ったときは、ただちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

裂印

証 明 書

Na

下記の者は、当校 所属 部 (科)
[] の学生 (生徒) 学年第 学年 (年度生)
であることを証明する。氏名 (才)

生年月日 年 月 日生
住所
平成 年 月 日発行
発行者
所在地
学校名
代表者 氏 名

写 真
[]
真 印

代表者 印

年 月 日まで有効

通学区間

通学定期乗車券発行控

発 行 年 月 日	有効期間	発行駅	記事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

裏

通学定期乗車券発行控

発 行 年 月 日	有効期間	発行駅	記事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも显示しなければならない。

(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。

(3) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。

(4) この証明書を紛失したときは、ただちに、発行者に届け出なければならない。

(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたときまたは卒業・退学等によって学籍を失つたときは、ただちに、発行者に返さなければならない。

- 備考 (1) [] 内には、学校種別または指定番号を表示する。
- (2) 割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式表上部に区分を表示する。
- (3) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6箇月以内に撮影した縦3 cm、横3 cmの正面上半身のものとする。

- (4) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1箇月に限り、省略することができる。
 - (5) 中学校第3学年以下の生徒・児童および幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
 - (6) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあつては様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
 - (7) 通学定期乗車券購入用の証明書にあつては、発行控欄以外の記入事項は発行者が記入するものとする。
- 2 指定学校において、その代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、前項の証明書に代用することができる。

(学生用割引乗車券等の効力)

- 第171条** 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、その割引証に記入されている学生・生徒が、その在籍する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。
- 2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、その割引証に記入されている被救護者・付添人が、その施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表

裏



No. _____

旅 行 証 明 書

下記の者は、当施設 の被救護者で
下記区間を旅行することを証明する。

氏名 _____ (才)

付添人氏名 _____ (才)

乗車船区間 _____ 駅から ()
_____ 駅まで

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行

発行者
所在地
施設名
施設代表者氏名

代表者
職 印

6 cm

(注 意)

- (1) この証明書は、被救護者（付添人）用
割引普通乗車券によって乗車船する場合
には、必ず携帯し、係員の請求があつた
ときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、または
譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、ただち
に、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、旅行を終了したときま
たは有効期間を経過したときは、ただち
に、発行者に返さなければならない。
- (5) この証明書の有効期間は、発行の日か
ら1箇月間とする。

備考（1） 内には、学校種別または指定番号を表示する。

（2）乗車船区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復または付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の規定による旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、第2項の規定によるほか、付添人が被救護者と同行するときに限り使用することができる。

第3節 特急券等の効力

（特急券等の効力）

第172条 特急券等を所持する旅客は、その券面に指定された特急券等に限

って券面に区間またはキロ程が表示されているときは、その区間またはキロ程まで乗車することができる。

- 2 団体乗車券または貸切乗車券によって発売した特急券等を所持する団体旅客または貸切旅客は、その券面に指定された特急列車等に、券面に表示された区間に限って乗車することができる。

(特急券等の指定駅から乗車しない場合の取扱い)

第173条 特急券等は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しないときは、他の旅客にその座席を指定して発売することがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、その特急券等に指定された座席の使用を請求することができない。

(特急券等が無効となる場合)

第174条 特急券等は、次のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面の表示事項が不明となった特急券等を使用したとき
- (2) 指定以外の特急列車等に使用したとき
- (3) 券面に表示された事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (4) 使用を開始した特急券等を他人から譲り受けて使用したとき
- (5) 係員の承諾を得ないで、特急券等の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (6) その他、特急券等を不正乗車の手段に使用したとき

- 2 前項の規定は、偽造した特急券等を使用して、特急列車等に乗車した場合に準用する。

第4節 削除

第175条 削除

第176条 削除

第177条 削除

第5節 削除

第178条 削除

第179条 削除

第180条 削除

第181条 削除

第182条 削除